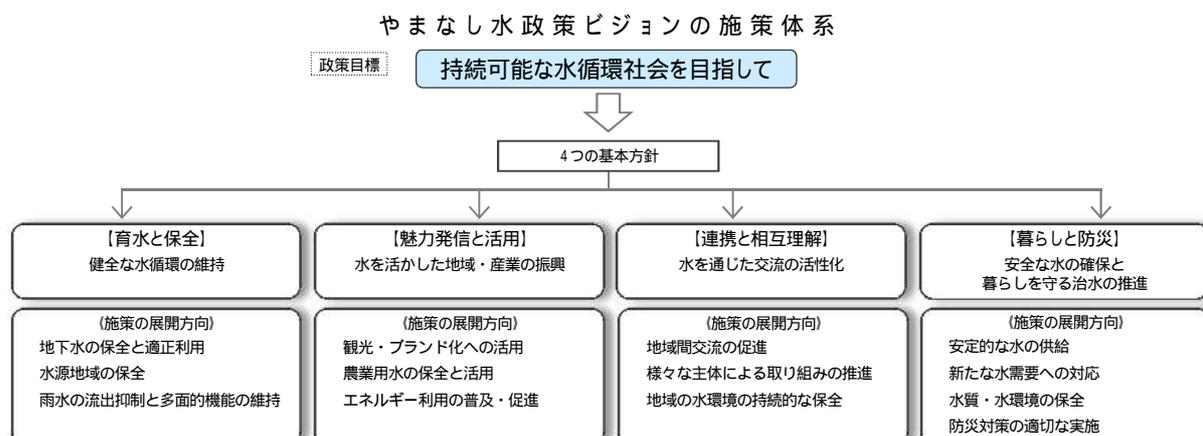


重点3 持続可能な水循環社会づくり

3 - 1 健全な水循環の維持(森林環境総務課)

健全な水循環系の構築と水を生かした地域振興を図るための指針として、平成25年6月に「やまなし水政策ビジョン」を策定し、持続可能な水循環社会を目指して様々な分野における水政策を進めています。平成26年度に実施した主な事業は、次のとおりです。なお、平成17年3月に策定した「山梨県水政策基本方針」は、「やまなし水政策ビジョン」の内容として引き継がれています。



1 森林の整備(森林整備課、県有林課)

水源涵養機能をはじめとする森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、間伐等の森林整備を実施しています。なお、平成24年度から、森林環境税を活用して荒廃した民有林の整備を進めています。

2 水源地域緊急整備(治山林道課)

近年、洪水・渇水被害や集中豪雨による山地災害などが頻発していることから、良質な水の安定的な供給や土砂流出の抑制に対する県民の要請が高まっており、水源地域の森林においては水源かん養機能の低下した荒廃森林の整備が緊急の課題となっています。このため、ダム上流域等の水資源の確保上重要な水源域において、荒廃地、荒廃移行地等の復旧整備及び荒廃森林等の整備を面的、総合的に実施し、水資源の確保と県土の保全を図っています。

平成26年度水源地域緊急整備事業実績

箇所数	事業費(千円)	備 考
19	669,056	治山ダム、山腹工、森林整備等

3 水需給の動態調査(企画課)

(1)調査目的

国は平成11年6月に策定した「新しい全国総合水資源計画」(ウォータープラン21)のフォローアップ及び新たな長期計画の策定等に資するための基礎資料集積を目的として、毎年、全国水需給動態調査を実施しており、県は国からの委託を受け、地域の水需給の現状と動向を調査しています。

(2)調査内容

平成26年度の調査は、毎年同様の項目を継続的に調査してその推移を把握する「水需給動向調査」と、定期的実施している「雨水・再生水利用施設実態調査」、年度ごとに設定した特定の項目について把握する「特定課題調査」から構成されていました。水需給動向調査は、都道府県のブロック別水道用水需要量、工業用水道需要量、その他用水需要量などの調査を毎年継続的に行っています。雨水・再生水利用施設実態調査では、施設の規模などについて、調査を実施しました。平成26年度の特定課題調査については、「水資源に関わる中長期計画に関する調査」及び「公益事業における水使用実態調査」を行いました。

4 水源地域における適正な土地利用の確保(森林整備課)

本県の豊かな水資源を将来にわたって健全な状態で維持していくため、この水資源を育む森林など、水源涵養機能の高い土地の適正な利用を確保する必要があることから、平成24年12月、「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」を制定しました。

この条例に基づき、水源涵養機能の維持及び増進を図るため適正な土地利用を確保することが必要と認められる地域を「水源地域」として指定するとともに、水源地域内の土地について所有権等の移転又は設定をしようとするときは、事前に知事に届け出ることを義務付けています。

平成25年度水源地域内土地の所有権等移転・設定届出状況

地区	件数			面積		
	(件)	所有権	賃借権	(m ²)	所有権	賃借権
中北	43	42	1	235,137	230,648	4,489
峡南	12	0	12	42,577	0	42,577
富士・東部	38	35	3	111,833	104,129	7,704
合計	93	77	16	389,547	334,777	54,770

5 地下水の保全と適正採取(大気水質保全課)

県では、地下水の無秩序な採取を規制して地下水資源を保護すると共に地盤沈下を未然に防止する観点から、昭和48年6月に「山梨県地下水資源の保護および採取適正化に関する要綱」を定め、一定量以上の地下水を採取する場合に井戸設置者の手続き及び技術上の基準を定めていました。

平成24年12月、新たに「山梨県地下水資源及び水源地域の保全に関する条例」を制定し、一定規模以上の揚水設備を設置して地下水を採取する者に対し、県への事前届出制度を設けました。

この条例では、大規模地下水採取者に対して、年間採取量の報告と地下水涵養計画の策定を義務付けています。また、知事による緊急時の採取制限命令も規定しました。

なお、富士吉田市をはじめ8市町村では、独自の条例により、地下水資源の適正採取等について定めています。

表 揚水設備設置届出件数

地区	揚水機の吐出口の断面積	H25	H26	合計
中北	6 c m ² 超50 c m ² 以下	60	12	72
	50 c m ² 超	125	2	127
	合計	185	14	199
峡東	6 c m ² 超50 c m ² 以下	21	2	23
	50 c m ² 超	37	2	39
	合計	58	4	62
峡南	6 c m ² 超50 c m ² 以下	36	2	38
	50 c m ² 超	35	4	39
	合計	71	6	77
富士・東部	6 c m ² 超50 c m ² 以下	54	2	56
	50 c m ² 超	35	0	35
	合計	89	2	91
合計	6 c m ² 超50 c m ² 以下	171	18	189
	50 c m ² 超	232	8	240
	合計	403	26	429

3 - 2 水環境の保全

1 水辺環境の整備

(1)河川(治水課)

河川は、単に治水・利水の機能を持つ施設としてだけでなく、豊かな自然環境を残し、うるおいのある生活環境の舞台としての役割が、期待されています。

このため、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するための「多自然川づくり」に取り組んでいます。

(2)砂防(砂防課)

土砂災害対策として砂防事業を推進しているところですが、自然豊かな溪流において工事を行うため、自然環境の改変につながらないように留意しなければなりません。

本県は景観に優れ、貴重な動植物が存在するなど自然環境にも恵まれている地域が多いため、良好な自然を後世に残すことが求められています。同時に、快適な水辺環境作りとして、景観や親水性の向上、周辺環境(動物、魚類、植生、人、生活)に配慮した溪流空間の整備が望まれています。

そこで、「山梨県溪流環境整備計画書」に基づき、魚がのぼりやすい魚道の整備、堆砂敷の溪畔林の活用、人々が集える砂防施設の創造、歴史に残る砂防施設の保存と活用、周辺環境と調和した砂防学習施設の整備などを推進していきます。

3 - 3 ふれあいの機会の提供(治水課)

河川は、単に治水・利水の機能を持つ施設としてだけでなく、豊かな自然環境を残し、うるおいのある生活環境の舞台としての役割が期待されており、水と親しみ憩いの場となる空間整創出に取り組んでいます。